

## エンドユーザーライセンス規約への同意と署名のお手続きに関して

IDEA データベースをご使用いただくには、IDEA エンドユーザーライセンス規約（IDEA エンドユーザーライセンス規約）をお読みいただき、ご同意の上、ご署名いただくことが必要です。

### 記入方法

1. 「IDEA エンドユーザーライセンス規約同意書」を良くお読みください。
2. 内容にご同意いただける場合は、お名前、組織名、お役職、ご署名、日付、メールの6項目をご記入ください。（ご署名欄以外はゴム印でも結構です）
3. 今後サステナブル経営推進機構より、IDEA データベースに関連する製品やサービスのご案内を e-mail でお送りしてもよい場合は、チェックボックス（）に承諾のチェックをお入れください。
4. ライセンス申込みに併せてサステナブル経営推進機構までご返信ください。  
返信先： PDF の送付先 メールアドレス lca@sumpo.or.jp

### お問い合わせ先

一般社団法人サステナブル経営推進機構

東京都千代田区内神田一丁目14番8号 KANDA SQUARE GATE

電話：03-5577-7582

e-mail：lca@sumpo.or.jp

## IDEA エンドユーザーライセンス規約への同意と署名

私は IDEA エンドユーザーライセンス規約（IDEA エンドユーザーライセンス規約）を読んでその内容と条件を完全に理解し、同意します。

今後サステナブル経営推進機構及び関連組織より、IDEA データベースに関連する製品やサービスのご案内を e-mail で送信することを許可します。

お名前： \_\_\_\_\_

組織名： \_\_\_\_\_

お役職： \_\_\_\_\_

日 付： \_\_\_\_\_

電 話： \_\_\_\_\_

メール： \_\_\_\_\_

ご署名（自署）もしくはご捺印： \_\_\_\_\_

## IDEA エンドユーザーライセンス

### 規約

#### 本規約への同意

IDEA データベースをご使用されるにあたって、以下のエンドユーザーライセンス規約を注意深くお読みください。IDEA データベースをご使用になることで、本規約に全面的に同意をしたものとみなします。本規約の全ての項目に同意をされない場合にはただちに IDEA データベースのご使用を停止してください。

#### 用語の定義

- ・「本規約」は本エンドユーザーライセンス規約を指し、「IDEA データベース」を使用するにあたっての同意内容を定めた文章です。
- ・「IDEA データベース」はデータベースを構成する全ての LCI データセットとそのデータセット間のリンク、マニュアルやデータセットの内容について記述したメタデータを指します。
- ・「エンドユーザー」は「IDEA データベース」の使用を許諾された個人もしくは法人です。
- ・「サステナブル経営推進機構」は「IDEA データベース」の使用を「エンドユーザー」に許諾するライセンスを発行する法人です。
- ・「再販者」は「サステナブル経営推進機構」から許諾を受けて、「IDEA データベース」の使用許諾ライセンスを「エンドユーザー」に販売する個人もしくは法人です。

#### 著作権

IDEA データベース、または、全てのコンテンツ、即ち特定のデータセット、マニュアル、デザイン、ソフトウェア、テキスト、画像イメージ等（こららに限定するものではない）はサステナブル経営推進機構及びその他の権利者が所有しており、国際著作権条約によって保護されています。ライセンスを取得したエンドユーザーは本規約で定める条件に従った IDEA データベースの使用を許諾されただけであり、なんら所有権や権利の移転を意味するものではないことに同意するものとします。

#### ライセンスの許諾

エンドユーザーが本規約に全面的に同意し、サステナブル経営推進機構が認める価格表に従ってサステナブル経営推進機構もしくは再販者へ必要な対価が支払われていることを条件に、サステナブル経営推進機構はエンドユーザーに、IDEA データベースの特定バージョンを非独占的に使用することを許諾したライセンスを発行します。ライセンス（「サブライヤーライセンス」を除く）は、管理用のシリアルコードとして発行され、譲渡不可とします。

#### 保証の排除と責任の制限

エンドユーザーは自己の責任において IDEA データベースを使用するものとします。IDEA データベースから得られる情報や素材は「入手できる現状のまま」の状態提供されており、いかなる暗黙的、明示的な保障もされおらず、適用される法律によって認められる最大限までその責任を制限をされるものとします。また、IDEA データベースを使用することによって生じるリスクはエンドユーザーが完全に負うものとします。IDEA データベースの使用や提供される情報からエンドユーザー又は第三者に生じた一切の損害、一般的な損害、特別な損害、付随的損害、結果的損害、一過性の損害についてサステナブル経営推進機構及び IDEA データベースのその他の権利者は一切責任を負わないものとします。更にサステナブル経営推進機構は以下の内容を一切保障しないと同時に、以下の内容に基づいてエンドユーザー又は第三者が被った損害についても一切責任を負わないものとします。

1. IDEA データベースで提供されている情報が正しく、完全で、間違いがなく、最新であること。
2. IDEA データベースで提供されるサービスや機能やプログラムが正しく動作することや、見つかった不具合が修正をされること。
3. IDEA データベースで提供される情報、機能、プログラム、API が一貫性を持って運営をされ、変更されないこと。
4. バージョン間で互換性が保たれること。
5. 後継バージョンが提供されること。

#### 使用者の権利及び制限事項

エンドユーザーが IDEA データベースを使用するにあたっての権利及び制限事項は取得したライセンスの種類によって定められるものとします。ただし、別途サステナブル経営推進機構とエンドユーザーの間で特定条件で書面による合意が形成された場合はその条件に従うものとします。

#### 標準エンドユーザーライセンス:

「標準エンドユーザーライセンス」を取得したエンドユーザーは、自身の組織のために算定を行う場合や、自身の研究遂行を目的とした場合に限り、IDEA データベースをLCAのケーススタディに何度でも使用することができます。1つの「標準エンドユーザーライセンス」あたり、同一の部署や研究室、研究グループ等に属する人が同時に1人だけ IDEA データベースを使用できるものとします。ただし、エンドユーザーが自身の組織外の第三者より依頼を受け（国や地方自治体の実施する事業は含まない）、その依頼を完遂することを目的として IDEA データベースを使用する場合には、別途、その依頼者の組織毎に「標準エンドユーザーライセンス」を取得する必要があります。

#### 無制限エンドユーザーライセンス:

「無制限エンドユーザーライセンス」を取得したエンドユーザーは、複数の組織よりLCAのケーススタディを実施する依頼を受け（国や地方自治体の実施する事業は含まない）、依頼元の組織が標準エンドユーザーライセンスを所有していなくても、その依頼を完遂する目的で IDEA データベースをご使用になれますが、依頼元に対し、IDEA データベースの数値を再配布することは禁じられていません。また、「無制限エンドユーザーライセンス」は、ライセンスを取得した組織に属するユーザーであれば、何名でも同時に IDEA データベースを使用でき、その場合の組織の範囲は、原則として法人単位とします。ただし、民間企業の場合は同一企業・グループ企業（持分法適用会社、一部上場企業は除きます。）、大学の場合は研究室または講座とします。「無制限エンドユーザーライセンス」を取得した組織は、自組織のサプライチェーンにおけるLCAのケーススタディを実施する場合に限り、必要な IDEA データベース

の数値をサプライヤーに対して開示することが出来ます。ただし、サプライヤーに対して開示を行う組織は、サプライヤーに対し、事前に本規約への同意と署名を行わせ、ライセンスを発行する法人に同意書を提出する必要があります。その上で、サプライヤーは「サプライヤーライセンス」に従って IDEA を使用できるものとします。また、IDEA データベースの数値をサプライヤーに対して開示した組織は、そのサプライヤーが本規約に従って IDEA を使用することについて全責任を負うものとします。

#### 単年度公共事業用エンドユーザーライセンス:

「単年度公共事業用エンドユーザーライセンス」を取得したエンドユーザーは、国や地方自治体が実施する事業において、当該事業の実施にかかわる LCA のケーススタディを行う場合に限り、IDEA データベースを使用することができます。1つの「単年度公共事業用エンドユーザーライセンス」あたり、事業の委託を受けた組織に属するユーザーのうち、同時に1人だけが IDEA データベースを使用できるものとします。ただし、当該事業に複数の組織が参加し、それぞれの組織毎に LCA のケーススタディを行う場合には、その組織毎に別途、「単年度公共事業用エンドユーザーライセンス」を取得する必要があります。また、ライセンスが有効な期間は1年間で、原則として当該事業が実施される会計年度とします。複数年の事業で IDEA データベースを複数年間使用するにはその年数に相当する単年度公共事業用エンドユーザーライセンスを取得する必要があります。

#### 単年度公共事業用無制限エンドユーザーライセンス:

「単年度公共事業用無制限エンドユーザーライセンス」は「単年度公共事業用エンドユーザーライセンス」と同じ目的及び期間でご使用になれます。事業の委託を受けた組織に属するユーザーであれば何名でも同時 IDEA データベースを使用できます。また、当該事業に参加している組織向けの LCA ケーススタディをいくつでも行うことができますが、これらの組織に対して IDEA データベースの数値を再配布することは禁じられています。

#### 教育用エンドユーザーライセンス:

「教育用エンドユーザーライセンス」を取得したエンドユーザーは、教育目的で、学生に対する講義や、博士課程以下の学生が自身の論文や研究において LCA のケーススタディを行う場合に限り、IDEA データベースを使用することができます。ただし、科研費や学振等の国の予算や、民間企業から委託を受けて行う研究等を実施する目的の場合には、別途「標準エンドユーザーライセンス」を取得する必要があります。1つの「教育用エンドユーザーライセンス」あたり、ライセンスを取得した研究室又は同一講座に属する学生のうち同時に1人だけが IDEA データベースを使用できるものとします。

#### 教育用無制限エンドユーザーライセンス:

「教育用無制限エンドユーザーライセンス」は「教育用エンドユーザーライセンス」と同じ目的でご使用になれます。また、同じ研究室又は単一講座に属している学生であれば、同時ユーザー数の制限はなく、学生の LCA のケーススタディをいくつでも行うことができます。

#### サプライヤーライセンス:

「サプライヤーライセンス」は、「無制限エンドユーザーライセンス」を保持したエンドユーザーからインベントリデータの提供依頼があった場合のみ取得することができるライセンスで、依頼を受けた組織は、IDEA を使用して算定した結果を依頼元へ回答する目的のみ IDEA を使用することができます。IDEA を使用して算定した結果を、依頼元とは別の組織へ提供することや、自社の取り組みとして発表する等、依頼元へ回答する以外の目的で使用するには、別途「標準エンドユーザーライセンス」を取得する必要があります。発行可能なサプライヤーライセンス数の上限は100ライセンスとします。複数の無制限エンドユーザーライセンスを保持している場合でもサプライヤーライセンスの発行数の上限に変更はありません。サプライヤーライセンスの配布は2024年3月末までとします。IDEA を使用した算定結果の分析や依頼元とサプライヤーとのコミュニケーションでの IDEA の利用は2024年3月末までとします。2024年4月1日以後は依頼元の責任でサプライヤーにおいてはサプライヤーライセンスを破棄

していただきます。その他の協議事項については、必要に応じて個別契約で定めることとします。

#### 特殊ライセンス:

「特殊ライセンス」を取得したユーザーは、別途「特殊ライセンス」毎に交わされる個別契約で定める範囲内で IDEA データベースを使用することができます。

#### エンドユーザーの責任と行動

エンドユーザーは IDEA データベースを自身が所在する各地域、都道府県、国、国際的な法律、法令、条令に従って使用するものとします。また、サステナブル経営推進機構から書面による許可がない限り以下の行為を一切禁止します。

1. 当データベースの一部もしくは全部を販売したり、再配布すること。
2. 公表を含め、当データベースの一部もしくは全部を複製して第三者に提供すること。なお、再配布には報告書等に IDEA データベースに含まれるデータセットの入出力フローの値や特性化結果を掲示することも含まれます。
3. IDEA データベースの複製、コピー、解読、再配布、変更、出版、脆弱性の攻撃を行うこと。
4. IDEA データベースのサービスの提供を妨害、又は中断させるための全ての試み。

#### プライバシー

サステナブル経営推進機構はユーザーの皆様の個人情報をお預かりしています。これらの情報の取り扱いについてはサステナブル経営推進機構のプライバシーポリシーをご参照ください。

#### ライセンスの管理

エンドユーザーは以下に示す内容に合意して IDEA データベースのライセンス及びシリアルコードを管理するものとします。

1. ライセンス及び発行されたシリアルコードに付随する権利を自分以外の者へ販売、貸与、譲渡しないこと。
2. 発行されたシリアルコードの管理はエンドユーザーの責任下において行うこと。
3. 発行されたシリアルコードに関して生じた問題については、エンドユーザーがその責任を負うこと。
4. サステナブル経営推進機構はいつ何時でも、どのような理由でも、その独自の判断で特定のラ

イセンスの使用を停止することができる権利を保有すること。

#### **本規約の翻訳**

サステナブル経営推進機構は本規約の英語版の翻訳を提供することがありますが、エンドユーザーはこれらの翻訳がエンドユーザーの便宜を図ることを目的としたものであることを理解し、日本語版の本規約が優先されることに同意をします。

#### **本規約の変更**

サステナブル経営推進機構は本規約をエンドユーザーへ通知することなく、いつでも変更できるものとします。本規約変更後も IDEA データベースをご使用になることで、本規約に全面的に同意をしたものとみなします。このドキュメントの最終更新日時は2023年10月12日です。

#### **関係の終了**

サステナブル経営推進機構は、その独自の判断で、エンドユーザーがIDEA データベースへアクセスをする権利の一部又は全部を制限する権利を有します。また、本規約の一部または全部を解除し、終了させる権利も有します。

#### **準拠法、裁判管轄**

サステナブル経営推進機構は日本の東京都に本部をおいています。本規約の適用は、日本国法に準拠するものとし、IDEA データベースに起因して生じる全ての法的問題の解決は日本国東京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。